

別表第3 事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	保育必要量区分⑤				従業員枠の 子どもの場合 ⑦
				保育標準時間認定		保育短時間認定		
				基本分単価		基本分単価		
				(注) ⑥		(注) ⑥		
①	②	③	④					
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2 歳児	377, 620	(454, 600)	366, 080	(443, 060)	⑥×84/100
			乳 児	454, 600		443, 060		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2 歳児	208, 910	(285, 890)	204, 110	(281, 090)	
			乳 児	285, 890		281, 090		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2 歳児	164, 510	(241, 490)	161, 480	(238, 460)	
			乳 児	241, 490		238, 460		

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	処遇改善等加算Ⅰ																
				保育標準時間認定					保育短時間認定											
				〔注〕 ⑧					〔注〕 ⑧											
①	②	③	④																	
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2 歳児	+	3, 660	(4, 420)	×	加算率	3, 540	(4, 300)	×	加算率								
			乳 児	+	4, 420 × 加算率				4, 300 × 加算率											
	6人 から 12人 まで	3号	1、2 歳児	+	1, 970	(2, 730)	×	加算率	1, 920	(2, 680)	×	加算率								
			乳 児	+	2, 730 × 加算率				2, 680 × 加算率											
	13人 から 19人 まで	3号	1、2 歳児	+	1, 530	(2, 290)	×	加算率	1, 500	(2, 260)	×	加算率								
			乳 児	+	2, 290 × 加算率				2, 260 × 加算率											

				障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算					
地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分			処遇改善等加算Ⅰ			
①	②	③	④	(注)		(注)			
				⑩					
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2 歳児	+	153,960	(76,980)	1,530	(760)	× 加算率
			乳 児	+	76,980		760		× 加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2 歳児	+	153,960	(76,980)	1,530	(760)	× 加算率
			乳 児	+	76,980		760		× 加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2 歳児	+	153,960	(76,980)	1,530	(760)	× 加算率
			乳 児	+	76,980		760		× 加算率

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2 歳児
			乳 児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2 歳児
			乳 児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2 歳児
			乳 児

休日保育加算					
処遇改善等 加算Ⅰ					
⑪					
休日保育の年間延べ利用子ども数					
～ 210人	262,600	$2,620 \times \text{加算率}$			
211人～ 279人	281,200	$2,810 \times \text{加算率}$			
280人～ 349人	318,600	$3,180 \times \text{加算率}$			
350人～ 419人	355,900	$3,550 \times \text{加算率}$			
420人～ 489人	393,200	$3,930 \times \text{加算率}$			
490人～ 559人	430,600	$4,300 \times \text{加算率}$			
560人～ 629人	467,900	$4,670 \times \text{加算率}$			
630人～ 699人	505,200	$5,050 \times \text{加算率}$			
700人～ 769人	542,600	$5,420 \times \text{加算率}$			
770人～ 839人	579,900	$5,790 \times \text{加算率}$			
840人～ 909人	617,200	$6,170 \times \text{加算率}$			
910人～ 979人	654,600	$6,540 \times \text{加算率}$			
980人～1,049人	691,900	$6,910 \times \text{加算率}$			
1,050人～	729,200	$7,290 \times \text{加算率}$			
		+		÷	各月初日の 利用子ども数

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算			連携施設 を設定し ない場合							
				処遇改善等 加算Ⅰ	加算額	標準	都市部	加算額	標準	都市部								
												⑫	⑬	⑭	⑮			
①	②	③	④															
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	#####	+	940×加算率	+	7,700	8,500	+	a地域	28,800	32,100	-	5,080		
			乳児									b地域	15,900	17,700				
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	44,990	+	390×加算率	+	3,200	3,500	+	a地域	14,400	16,100			-	2,110
			乳児									b地域	7,900	8,800				
			c地域									6,900	7,700					
			d地域									6,200	6,900					
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	30,430	+	240×加算率	+	2,000	2,200	+	a地域	18,300	20,400	-	1,330		
			乳児									b地域	10,100	11,200				
			c地域									8,800	9,800					
d地域			7,900									8,700						

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	管理者を配置していない場合
①	②	③	④	⑬	⑭
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	$\frac{⑥(⑦) + ⑧ + ⑫}{10/100}$	$89,030 + 890 \times \text{加算率}$
			乳児		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	$\frac{⑥(⑦) + ⑧ + ⑫}{9/100}$	$37,090 + 370 \times \text{加算率}$
			乳児		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	$\frac{⑥(⑦) + ⑧ + ⑫}{9/100}$	$23,420 + 230 \times \text{加算率}$
			乳児		

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	土曜日に閉所する場合			
				月に1日土曜日を 閉所する場合	月に2日土曜日を 閉所する場合	月に3日以上土曜日を 閉所する場合	全ての土曜日を閉 所する場合
①	②	③	④	⑮			
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 1/100$	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 3/100$	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 4/100$	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 6/100$
			乳児				
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 2/100$	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 3/100$	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 5/100$	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 6/100$
			乳児				
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 2/100$	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 3/100$	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 5/100$	$\frac{((6)+(7))+8}{+10+12} \times 6/100$
			乳児				

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分
①	②	③	④
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳児

定員を恒常的に超過する場合	
利用子ども数が6人から12人までの場合	利用子ども数が13人を超える場合
⑬	
$\text{((6)~(18))} \times 57/100$	$\text{((6)~(18))} \times 46/100$
	$\text{((6)~(18))} \times 80/100$

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 49,010 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,130 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
		(算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ－① 49,010 ÷ 各月初日の利用子ども数		
		B：処遇改善等加算Ⅱ－② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数		
処遇改善等加算Ⅲ	㉑	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷各月初日の利用子ども数		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
冷暖房費加算	㉒	1 級 地 1,900	4 級 地 1,320	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1級地から4級地以外の地域
		2 級 地 1,690	そ の 他 地 域 120	
		3 級 地 1,670		
除雪費加算	㉓	6,270		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉔	162,470 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉕	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉖	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790 × 加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
		C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

（ 注 ） 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整